

中野駅周辺地区駐車場地域ルールの策定検討について

中野駅周辺では駐車場の整備に関して、「中野駅周辺駐車場整備地区」（平成29年8月）が都市計画決定され、「中野区駐車場整備計画」（平成29年9月）が定められている。整備計画では、地区内における駐車施設の適切な確保と運用が図られるよう、駐車場の利用実態を踏まえ、駐車場地域ルールの導入を検討するとしている。

駅周辺各地区のまちづくりの事業進捗と合わせて適切に駐車場施策を進めるため、駐車場地域ルールの策定検討を進める。

1. 附置義務駐車場の設置について

駐車場法第20条には「建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置」について、地方公共団体が定めることができるとされている。また、東京都駐車場条例第17条では、「建築物を新築する場合の駐車施設の附置」について、対象区域、対象用途の床面積及び附置する駐車施設の台数の規模について定めている。

【基準値】駐車場整備地区等では、特定用途（店舗、事務所等）の床面積と非特定用途の床面積の3/4の合計面積が1500㎡を超える場合において、店舗は床面積250㎡以内ごとに1台、事務所等は床面積300㎡以内ごとに1台以上の台数の駐車施設を当該建築物または当該建築物の敷地内に附置する。

2. 駐車場地域ルールについて

東京都駐車場条例に基づくもので、駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域における、地区特性に応じた駐車施設の附置に関する基準のこと。

基準に基づき、必要な駐車施設の確保が図られていると知事が認める場合に、地域のための駐車スペース確保等の公共貢献を前提とした駐車施設の台数軽減や駐車施設の集約設置等が可能となる。

3. 駐車場地域ルールの策定手順

東京都駐車場条例に基づく地域ルールの策定指針に基づき、検討を進める。

1) 対象地区

駐車場整備地区内にあって、次のいずれかに該当する地区

- ・公共交通機関が集中する業務地区で、駐車施設の供給が過剰であることが明らかな地区
- ・高密度の商業地区で、街並みの形成上、建築物単位よりも街区単位で駐車施設を集約配置することが望ましい地区

2) 策定手順

- ① 駐車場整備計画における地域ルール適用地区等の位置づけ
- ② 地域ルール策定協議会の設置
- ③ 適用地区の調査及び分析
- ④ 地域ルールの策定及び公告
- ⑤ 地域ルールの検証

4. 中野駅周辺地区駐車場地域ルールの考え方について

1) 対象範囲

「中野駅周辺駐車場整備地区」(約 33.0ha) とする。(別紙1)

2) 検討組織

地域ルール策定協議会を組織し、区内交通特性及び駐車施設の現状や将来予測等を調査、分析し、駐車場地域ルールの内容を検討する。

3) 協議会構成員

学識経験者、都(駐車場条例所管)、警視庁、所轄警察署、第三建設事務所、地元団体(商店会等)、区

4) 検討の方向性

- ・ 附置義務駐車場における公共貢献を前提とした台数の適正化
- ・ 歩行者回遊性及び賑わいの連続性確保のための附置義務駐車場の隔地集約化
- ・ 路上駐車による交通混雑解消等を目的とした荷捌き駐車場の集約化・共同利用

5) その他

地域ルールの検討内容や荷捌き車両対策について意見交換するため、地元団体及び運送事業者との勉強会を適宜開催する。

5. 今後の予定

2019年 2月	第1回地域ルール策定協議会開催
2019年度	地域ルール策定協議会を適宜開催、地域ルール(案)の作成
2020年度	駐車場地域ルール告示、運用体制の構築、駐車場地域ルールの施行

中野駅周辺地区駐車場地域ルール対象範囲（中野駅周辺駐車場整備地区）

